

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月17日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | 攝取制限 |
|-----|-------------------------------|---|-----------------------|
| 原乳 | | 2市6町3村 ^{※1} | — |
| 野菜類 | 非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等) | 1市6町3村 ^{※2} | 1市6町3村 ^{※2} |
| | 結球性葉菜類 (キャベツ等) | | |
| | アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等) | | |
| | カブ | | |
| | 原木シタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | 飯館村 |
| | 原木シタケ(施設栽培) | 伊達市、川俣町、新地町 | — |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | — |
| | キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 | 南相馬市 いわき市 柳倉町 |
| | たけのこ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、西郷村、川内村、葛尾村 | — |
| | わさび (畑において栽培されたものに限る。) | 伊達市、川俣町 | — |
| 穀類 | くさてつ(ごみ) | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村 | — |
| | こしあぶら | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村 | — |
| | ぜんまい | 二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村 | — |
| | うわばみそう(野生のものに限る。) | 須賀川市、国見町 | — |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村 | — |
| | ふき(野生のものに限る。) | 桑折町、楢葉町 | — |
| | ふきのとう(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村 | — |
| | わらび | 福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、鶴川村 | — |
| | わらひ(野生のものに限る。) | 二本松市 | — |
| | ウメ | 南相馬市 | — |
| 水産物 | ユズ | 福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町 | — |
| | クリ | 二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市 | — |
| | キウイフルーツ | 相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋附、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。) | — |
| | 小豆 | 福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) | — |
| | 大豆 | 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) 福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧保村及び旧庭塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) | — |
| 穀類 | 米(平成23年産) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| | 米(平成24年産) | ※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成25年産) | ※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| | 米(平成26年産) | ※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | — |
| 肉 | ヤマメ(養殖を除く。) | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | 新田川 (支流を含む。) |
| | ウゲイ | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。) | — |
| | ウナギ | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | コイ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | フナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。) | — |
| | 水産物40種 ^{※6} | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | — |
| | 牛の肉 ^{※7} | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | — |
| | インシの肉 | 全域 | 6市10町4村 ^{※8} |
| | カルガモの肉 | 全域 | — |
| | キジの肉 | 全域 | — |
| | クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村 | — |
| | ノウサギの肉 | 全域 | — |
| | ヤマドリの肉 | 全域 | — |

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル)内の区域に限る。、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル)内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹呉崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字五谷山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師原、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル)内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川村町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル)内の区域に限る。)、義村尾、飯詰部

*3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬尻、常葉町蛭田、常葉町山根並びに市内固有

林福島・森谷管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 70 林班まで、283 林班から 300 林班まで及び 303 林班では「一の郷」の区域へのうち、南相馬市・福島第一原子力発電所から半径 20 ヶメートル範囲の区域、福島第一原子力発電所から半径 20 ヶメートル以上 30 ヶメートル以内の区域のうちの原町区高畠字助常、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木舟、原町区馬場字五台、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠塚、原町区片倉字達井及び原町区大字田和字浦並に市有林林務局管理署 204 林班から 208 林班まで、208 林班から 209 林班まで及び 210 林班の区域を除く。」、福島市・日光市・渡利村・小倉寺及び北向町を除く。」、平田庄村、野田庄村、古内庄村、日下庄村、川崎町、松川町、金谷川町、旧大庄村及び立子山村の区域に限る。」、伊達市・日高町(月山御用館)、閉田村、松橋川村、川向町及び鹿隈町に限る。」、及び日高町御用館(月山御用館)、閉田村、松橋川村、川向町及び鹿隈町に限る。」、日高田村(山城町川原)、西瀬戸町及び東田川町に限る。」、及び日高田村(山城町川原)、西瀬戸町、笠置山、笠置及び上之台を除く。」、旧石井村、上原庄屋町、新井庄屋町、旧日下庄村及び大野木村(粟川町八幡)に限る。」の区域に限る。」、日高田村、上原庄屋町、新井庄屋町、旧日下庄村及び大野木村(粟川町八幡)に限る。」、本宮市(日高田村(川井及び美濃田村の区域に限る。))、折利町(日高田村(川井及び美濃田村の区域に限る。))、御幸町(日高田村(川井及び美濃田村の区域に限る。))、いわき市(日山庄村の区域に限る。)、川俣町(日坂庄村の区域に限る。)、須賀川市(日高久山町の区域に限る。)、須賀川市(日坂庄村の区域に限る。)、三春町(日坂庄村の区域に限る。)、大玉村(日坂庄村の区域に限る。)

*5 福島県郡山市(平成24年3月30日付)における「避難区域を除く区域(以下に限る。)」、川俣町(平成25年5月7日付)における「より認定された居住制限区域及び避難解除準備区域に限る。」、猪苗代町(平成25年5月7日付)における「より認定された居住制限区域及び避難解除準備区域に限る。」、双葉町(平成25年5月7日付)における「により認定された避難解除準備区域を除く区域(以下に限る。)」、浪江町(平成25年3月7日付)における「により認定された避難解除準備区域を除く区域(以下に限る。)」、川内村(平成24年3月30日付)における「により認定された居住制限区域及び避難解除準備区域に限る。」及び尾木村(平成25年3月7日付)における「により認定された避難解除準備区域を除く区域(以下に限る。)」

*6 アイナカシタビラメ、イカガノ（稚魚を除く）、イシガレイ、ウスマベリ、ウミタナゴ、エゾイソイナメ、カサゴ、キツネメバチ、クロウシノタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモシカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバリ、ズスキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒシブン、ヒメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、マツカラ、ミシガレイ、ムツゴロ、メタガレイ、ユカサゴ、ビスガイ、キタルサキサギ、サヨリ

※当該県において飼育されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請
※当該県において飼育されている牛について、牛糞便による汚染が確認された場合、牛糞便による汚染が確認された場合、新潟県、千葉県、川崎市、葛原村、飯能村

※8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月17日現在

| | | |
|-----|------------------|---|
| 青森県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市、奥州市 |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 |
| | せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、奥州市、平泉町 |
| 雑穀 | 大豆 | 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。) |
| | ウゲイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 |
| | タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町(旧轟野村の区域を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 栗原市、大崎市 |
| | くさそてつ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 |
| | こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| | ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | 大豆 | 栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。) |
| 穀類 | 米(平成25年産) | 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | アユ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウゲイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | コモンカスベ | |
| | シロメバル | |
| | スズキ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ニベ | |
| | マダラ | |
| | イシガレイ | |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | アメリカナマズ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ギンブナ(養殖を除く。) | |
| | ウナギ | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。. |

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月17日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、大田原市、矢板市、市貝町、塩谷町、那須町 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | タケノコ | 柏市、我孫子市、白井市、栄町 |
| 水産物 | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| | コイ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、小山町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月17日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|---------------------------|--|--|
| | | H23.3.21～: 下記の地域以外 |
| 原乳 | | H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 福島市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(鹿島区のうち、鳥森、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) 会津若松市、桑折町、天栄村、鶴ヶ坂村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、柳町、玉川村、広野町、楳町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.21～10.7解除: 力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) |
| ホウレンソウ、カキナ | | H23.3.21～: 下記の地域以外 |
| | | H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、鶴ヶ坂村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.21～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。) |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | | H23.3.23～: 下記の地域以外 |
| | | H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、鶴ヶ坂村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。) |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | | H23.3.23～: 下記の地域以外 |
| | | H23.3.23～4.2解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、鶴ヶ坂村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 棚倉町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.25解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。) |
| アブラナ科の花巻類(ブロッコリー、カリフラワー等) | | H23.3.23～: 下記の地域以外 |
| | | H23.3.23～4.2解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.19解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、金津美里町、会津坂下町、湯川村、磐梯町、三島町、金山町、照和村、南会津町、下郷町、椎枝町 H23.3.23～6.15解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.29解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。) |
| カブ | | H23.3.23～: 下記の地域以外 |
| | | H23.3.23～5.4解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.18解除: いわき市 H23.3.23～6.15解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.19解除: 棚倉町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～6.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。) |
| 野菜類 | | H23.4.1～: 福島市 |
| | | H23.4.1～4.25解除: 伊達市、相馬市、南相馬市、浪江町、大熊町、大塙町、楢葉町、川俣町、喜多方市、富岡町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。) |
| 原木しいたけ(露地栽培) | | H23.4.1～: 福島市 |
| | | H23.4.13～4.25解除: いわき市 H23.4.25～: 木古内市 |
| 原木しいたけ(施設栽培) | | H23.4.13～5.11解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) |
| 原木ナコ(露地栽培) | | H23.10.31～: 福島市、いわき市 |
| | | H23.8.3～: 福島市、相馬市、南相馬市、浪江町、大熊町、大塙町、楢葉町、川俣町、喜多方市、富岡町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。) |
| キノコ類(野生のものに限る。) | | H23.10.18～: 福島市、相馬市 H24.6.15～: 長野市 H24.10.11～: 諏訪町 H24.10.18～: 兼六園 H24.10.18～: 兼六園下町、北越原村 H25.9.15～: 古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、喜多方市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.10.18～: 喜多方市 H24.6.15～: 長野市 H24.10.11～: 諏訪町 H24.10.18～: 兼六園 H24.10.18～: 兼六園下町、北越原村 H25.9.15～: 下郷町 H25.10.1～: 余寄者松林 H25.10.3～: 兵庫町 H25.11.12～: 金津美里町 |
| たけのこ | | H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三春町 H23.5.13～: 寒河江市、木曾郡、諏訪町、長野市、南相馬市、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村、喜多方市 H23.5.18～: 幸田町 H24.4.18～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.4.23～: 二本松市、大玉村 H24.4.27～: 長野市 H24.6.25～: 喜多方市 H25.5.14～: 川内村 H25.5.18～: 白河市、雄勝町 H25.5.28～: 喜多方市 H25.6.10～: 長野市 わさび(畑において栽培されたものに限る。) |
| | | H24.4.18～: 伊達市、川俣町 |

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月17日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月17日現在

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成26年4月17日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----------------|------------------------------------|---|
| 農産物 | H24.10.26～：十和田市、南上町 | |
| | H24.10.30～：青森市 | |
| | H25.10.1～：鶴ケ沢町 | |
| 水産物 | マダラ | 青森県東成村岸埼灯台と北海道函館市東山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| たけのこ | H24.5.31～：一関市、奥州市 | |
| | H25.4.30～：陸前高田市 | |
| | H25.11.2～：一関市、奥州市 | |
| 原木いたけ(露地栽培) | H24.4.13～：陸前高田市、住田町 | |
| | H24.4.20～：大船渡市 | |
| | H24.4.25～：大船渡市、釜石市、黒石市、奥州市、平泉町、大槌町 | |
| 原木しいたけ(露地栽培) | H24.5.10～H25.4.8解除：盛岡市 | |
| | H24.10.18～：大船渡市、釜石市 | |
| | H24.10.23～：陸前高田市 | |
| 原木なめこ(露地栽培) | H24.11.2～：一関市、奥州市 | |
| | H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町 | |
| | H24.10.16～：釜石市 | |
| 野菜類 | H24.10.18～：奥州市 | |
| | H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 | |
| | H24.11.7～：遠野市 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H25.10.9～：住田町 | |
| | H24.5.10～：奥州市、花巻市 | |
| | H24.5.14～：奥州市 | |
| こしあぶら | H24.5.15～：釜石市 | |
| | H24.5.18～：住田町 | |
| | H25.5.9～：北上市 | |
| せり(野生のものに限る。) | H24.5.10～：奥州市、陸前高田市 | |
| | H24.5.18～：一関市、奥州市 | |
| | H24.5.19～：一関市、奥州市 | |
| わらび(野生のものに限る。) | H24.5.16～：奥州市、陸前高田市 | |
| | H24.5.17～：一関市 | |
| | H25.5.17～：一関市 | |
| 雜穀 | 大豆 | H25.1.4～H25.4.4：部解除：一関市（旧藤沢水村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。） |
| 穀類 | ソバ | H24.11.30～H26.4.11：解除：盛岡市（旧洪川村の区域に限る。）、一関市（旧大原町の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。） |
| 水産物 | スズキ | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | クロダイ | H24.11.4～：釜石市 |
| | マダラ | H24.5.2～H25.1.7解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| ヒラメ | ヒラメ | H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | イワナ(稚魚を除く。) | H24.5.8～：鰐井川（支流を含む。）及び渺鰐川（支流を含む。） |
| | ウグイ | H24.5.11～：大船渡市（支流を含む。） |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.1～H23.8.25：部解除：金城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。） |
| | クマの肉 | H24.9.10～：金城 |
| | シカの肉 | H24.7.28～：金城 |
| | ヤマドリの肉 | H24.10.22～：金城 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | たけのこ | H24.5.1～：白石市、丸森町 |
| | | H24.8.29～：栗原市 |
| | | H24.5.1～H24.6.17：解除：丸森町（旧藤野村の区域に限る。） |
| こしあぶら | H24.1.18～：白石市、角田市 | |
| | H24.3.8～：丸森町 | |
| | H24.3.15～：栗原市 | |
| 野菜類 | H24.4.8～：住田町 | |
| | H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 | |
| | H24.4.12～：栗原市 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.19～：石巻市 | |
| | H24.4.20～：大船渡市 | |
| | H24.4.25～：登米市、東松島市 | |
| 野菜類 | H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 | |
| | H24.5.7～：川崎町、大和町、富谷町 | |
| | H24.5.9～：色麻町 | |
| 野菜類 | H24.5.10～：七ヶ宿町 | |
| | H24.5.18～：大利根町 | |
| | H24.10.18～：東松島市、大崎市 | |
| <さそつ(ごごみ) | H24.4.27～：大崎市、栗原市 | |
| | H24.5.2～：加美町 | |
| | H24.5.9～：氣仙沼市 | |
| 野菜類 | H24.5.7～：登米市、栗原市 | |
| | H24.5.9～：大崎市、南三陸町 | |
| | H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 | |
| 野菜類 | H24.5.11～：大和町 | |
| | H24.5.15～：氣仙沼市、丸森町 | |
| | H24.5.17～：大崎市 | |
| 雜穀 | 大豆 | H25.1.4～H25.3.15：部解除：栗原市（旧金田村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。） |
| 穀類 | 米(平成25年産) | H25.3.19～：栗原市（旧辺田村の区域に限る。）（県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） |
| 穀類 | ソバ | H24.11.16～H26.4.11：解除：栗原市（旧金成村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。） |
| 水産物 | クロダイ | H24.12.14～H26.2.25：解除：大崎市（旧一利村の区域に限る。）（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。） |
| | スズキ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| 水産物 | ヒラメ | H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | スズキ | H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| 水産物 | ヒガシフグ | H24.5.30～H25.4.1解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | マダラ | H25.6.4～H25.8.30解除：マダラ（1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。） |
| | ヒガシフグ | H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ（1尾の重量が1キログラム未満のもの） |
| 水産物 | ヒガシフグ | H24.5.2～H26.2.18解除：ヒガシフグ（1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。） |
| | アユ(稚魚を除く。) | H25.6.27～：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。） |
| | ヤマメ(稚魚を除く。) | H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）のうち、白神山地より上流の白石川（支流を含む。） |
| 水産物 | ヒガシフグ | H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。）ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 |
| | ヒガシフグ | H24.5.14～：大利根川の大倉ダムより上流（支流を含む。）及び名取川の秋保大池の支流（支流を含む。） |
| | ヒガシフグ | H24.5.24～：三道川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。）ただし、栗駒川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。） |
| 水産物 | ヒガシフグ | H24.5.28～：五ヶ瀬川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）及び五ヶ瀬川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。） |
| | ヒガシフグ | H24.6.22～：二級川のうち花山川の上流（支流を含む。）及び喜多方川のうち喜多方ダムの上流（支流を含む。） |
| | ヒガシフグ | H24.1.28～：庄内川（支流を含む。） |
| 水産物 | ウグイ | H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川（支流を含む。） |
| | ヒガシフグ | H24.5.18～：宮城県内の北上川（支流を含む。） |
| | ヒガシフグ | H24.5.28～：宮城県内の北上川（支流を含む。） |
| 肉 | 牛の肉 | H23.7.28～H23.8.19：部解除：金城（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。） |
| | イノシシの肉 | H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 |
| | クマの肉 | H24.8.25～：金城（上記地域を除く。） |

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月17日現在

| 山形県 | | 出荷制限 |
|--------|---|---|
| 肉 クマの肉 | | H24.8.10～：全県 |
| 秋田県 | | 出荷制限 |
| 原乳 | | H23.3.23～4.10解除：全域 |
| 野菜類 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北秋城市、高萩市 |
| | カキナ | H23.3.21～4.17解除：全県 |
| | バセリ | H23.3.23～4.17解除：全県 |
| | タケノコ | H24.4.6～：湯沢市、小典玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石浦市、鶴ヶ崎市、敦寺市、守谷市、美郷町、源平町 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | H24.4.19～：ひたちなか市、鶴田市、東吾町 |
| | H24.4.26～：北秋城市、大洗町 | |
| | H23.10.14～：土浦市、行方市、鶴田市、小典玉市 | |
| | H23.11.10～：美郷町、阿見町 | |
| | H24.4.6～：霞ヶ浦大宮市、守谷市、つくばみらい市 | |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市 |
| こあぶら | H23.10.14～：土浦市、鶴田市 | |
| | H23.11.10～：美郷町 | |
| 水産物 | H24.5.2～：日浦市、常陸大宮市(野生のものに限る。) | |
| | H24.5.10～：霞ヶ浦大宮市(野生のものに限る。) | |
| | H24.7.5～：霞ヶ浦海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | H24.7.5～H25.6.28解除：北緯36度38分の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 | |
| | スズキ | H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | シメバル | H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ニベ | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | H24.4.19～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒメ | H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | コモンカスベ | H24.8.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国接続的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 肉 | アメリカナマズ(養殖を除く。) | H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外差道浦並びにこれらの範圍に流入する河川並びに常陸別利川 |
| | ギンブナ | H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外差道浦並びにこれらの範圍に流入する河川並びに常陸別利川 |
| | ウナギ | H24.5.7～：霞ヶ浦、北浦及び外差道浦並びにこれらの範圍に流入する河川、並びに常陸利根川 |
| | H24.5.7～H26.1.30～：茨城県内の利根川のうち達大橋の下流(支流を含む。) | |
| | H26.11.2～～H27.12.1～：茨城県内の利根川(支流を含む。) | |
| イノシシの肉 | | H23.12.2～H23.12.21～一般解除：全県(県で定める箇所、検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| その他 | 茶 | H23.6.2～H25.11.1解除：結城市、那珂崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶼市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美津浦町 |
| | H23.6.2～10.18解除：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 | |
| | H23.6.2～H24.4.0解除：大字町 | |
| | H23.8.2～H24.5.2解除：常陸太田市、常陸大宮市 | |
| | H23.8.2～H24.5.3解除：石岡市、那珂市、城里町 | |
| | H23.8.2～H24.6.5解除：鈴木町 | |
| | H23.8.2～H24.7.24解除：水戸市 | |
| | H23.8.2～H24.8.20解除：高萩市 | |
| | H23.8.2～H24.9.12解除：日立市 | |
| | H23.8.2～H24.10.5解除：美浦村 | |
| 樹木果 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塙谷町 |
| | カキナ | H23.3.21～4.27解除：全域 |
| | H23.3.21～4.14解除：全域 | |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、那須市、真沼市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：春日市(田崎井町を除く。)、壬生町 |
| | H24.2.15～：那須塩原市 | |
| | H24.2.15～H25.10.23～一般解除：矢板市 | |
| | H24.4.10～：芳賀町、那須町 | |
| | H24.4.12～：大田原市 | |
| | H24.5.29～：那須市 | |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | H24.6.4～H26.4.17～一般解除：那須市 H24.8.28～：壬生町 H24.11.29～：日光市 |
| | H23.11.7～：那須市、矢板市 | |
| | H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 | |
| | H23.11.14～：足利市、佐野市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 | |
| | H24.1.5～：宇都宮市 | |
| | H24.1.6～：塙谷町 | |
| | H24.11.8～：壬生町 | |
| | H26.11.14～：那須塩原市、日光市 | |
| | H24.10.4～：矢板市 | |
| | H24.11.12～：那須烏山市 | |
| 野菜類 | 原木ナメコ(露地栽培) | H24.10.1～：那須市、那須塩原市、益子町、塙谷町、那珂川町 H24.11.14～：日光市、真沼市、那須烏山市、さくら市、芳賀町、高根沢町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.2～：日光市、真沼市、那須塩原市、益子町、塙谷町、那珂川町 H24.8.7～：那須市 |
| | タケノコ | H24.8.15～：那須塩原市、那須町 H24.8.7～：日光市、大田原市 H24.8.13～：矢板市 |
| | (さとてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市 |
| | こあぶら(野生のものに限る。) | H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.7～：宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～：那須市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～：さくら市 H24.5.28～：那須川町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.15～：大田原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限る。) |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市貝町 H24.5.19～：宇都宮市 H24.5.19～：塙谷町 |
| | わらび(野生のものに限る。) | H24.5.17～：大田原市、真沼市 H24.5.19～：宇都宮市、日光市 H25.5.28～：矢板市 |
| | クリ | H24.9.14～：那須塩原市、那須町 |

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月17日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 | |
|-----------------|--|--|---|
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)、ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) | |
| | ウグイ(養殖を除く。) | H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)、ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.9.28解除: 荒井川(支流を含む。) | |
| 肉 | 牛の肉 | H23.8.2～H23.9.25～部解除: 全域(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒される牛を除く。) | |
| | イノシシの肉 | H23.12.2～H23.12.5～部解除: 全域(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒されるイノシシの肉を除く。) | |
| | シカの肉 | H23.12.2～: 全域 | |
| その他 | 茶 | H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市 | |
| 群馬県 | | 出荷制限 | |
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除: 全域 | | |
| カキナ | H23.3.21～4.8解除: 全域 | | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.6.26～: 沼田市、東吾妻町、郷村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.16～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.13～: みなかみ町 | |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.27～: 花巻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所花巻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 藩根川(支流を含む。) | |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.4.27～H25.4.25解除: 小川(支流を含む。) 及び桃ノ木川(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除: 鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。) | |
| | | H24.6.8～H25.12～: 深根川(支流を含む。) (H24.6.8～H25.6.28解除) | |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.10.10～: 全域 | |
| | クマの肉 | H24.9.10～: 全域 | |
| | シカの肉 | H24.11.14～: 全域 | |
| その他 | ヤマドリの肉 | H25.1.28～: 全域 | |
| | 茶 | H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市 | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～: 橋本町、皆野町 H24.10.23～: ときがわ町 H24.11.5～: 埼玉町 | |
| 千葉県 | | 出荷制限 | |
| タケノコ | H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.5～: 香取市、君津市 H24.4.11～: 旭市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山町 | | |
| 農産物 | 原木シタケ(露地栽培) | H25.10.11～: 我孫子市、君津市 H25.11.18～: 葦原市 H25.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H26.3.19～部解除: 山武市 H24.11.14～: 君津市 | |
| | 原木シタケ(施設栽培) | H24.5.18～H26.3.19～部解除: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.12.14～: 君津市 | |
| | 水産物 | ギンブナ コイ ウナギ | H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) H25.7.3～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) |
| | 肉 | H25.11.12～: 千葉県内の利根川のうち鹿島大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛海水門の上流、両箇用水第一灌漑機場の下流、八堀川、牛田浦並びに牛田浦川を除く。) H24.11.5～H25.11.8～部解除: 全域(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒されるイノシシの肉を除く。) | |
| その他 | 茶 | H23.6.2～H24.5.21解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市 | |
| 神奈川県 | | 出荷制限 | |
| 茶 | H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 温河原町 | | |
| 新潟県 | | 出荷制限 | |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5～: 全域(佐渡市及び東島浦村を除く。) | |
| 山梨県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 | |
| 長野県 | | 出荷制限 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.29～: 長井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小海町、南牧村 H24.10.1～: 佐久市 H25.10.1～: 小諸市 H25.10.21～: 佐久穂町 | | |
| 静岡県 | | 出荷制限 | |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 | |

* [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成26年4月17日現在

| 福島県 | | 摂取制限 |
|---|-------------|--|
| H23.3.23～下記の地域以外 | | |
| H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | | |
| H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | | |
| H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | | |
| H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町 | | |
| H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | |
| H23.3.23～下記の地域以外 | | |
| H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | | |
| H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | | |
| H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) | | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | |
| H23.3.23～下記の地域以外 | | |
| H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 | | |
| H23.3.23～5.4解除：いわき市 | | |
| H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 | | |
| H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 | | |
| 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 | | |
| H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) | | |
| H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | | |
| 原木しいたけ(露地) | | |
| H23.4.13～：飯館村 | | |
| H23.9.8～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) | | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | | |
| H23.9.15～：いわき市、棚倉町 | | |
| H23.9.20～：南相馬市 | | |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.6.22解除：全域 |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.3.29～：新田川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、椎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 |
| | | H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

*■の箇所は摂取制限の対象